

年末年始特別警戒及び安全指導について

第一管区海上保安本部では、年末年始の輸送繁忙期におけるソフトターツト等に対するテロ及び犯罪の未然防止、船舶交通の安全確保を図るため、年末年始特別警戒及び安全指導を実施しております。

実施期間:平成30年12月10日(月)～平成31年1月10日(木)

海難の発生原因として、操船者の見張り不十分や操船不適切といった基本的な安全意識の欠如が目立つ現状を踏まえ、事業者等に対する安全運航の徹底、船内巡回の徹底、乗船者の海中転落事故防止対策等の指導を行います。

重点指導事項 安全運航の徹底

無線電話等による船舶間コミュニケーションの促進、AISの適正な運用(目的地、ETA、航海状況等の適切な入力)を行い、安全運航の徹底に努め事故の発生を防ぎましょう。

重点指導事項 船内巡回の徹底

航海を開始する前におけるコンテナや車輛等の積付け状態を十分に確認し、荒天が予想される場合は固縛強化を行い、荷崩れ及び荷崩れによる危険な船体傾斜の防止に努めましょう。

また、火災等の異常を早期に発見するため定期的な船内巡回の徹底に努めましょう。

重点指導事項 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底

乗船者の海中転落事故防止対策の徹底に当たっては、安全管理規程等により同対策について予め具体的に把握して実施するとともに、船種、運航形態等も勘案のうえ、旅客船業者にあっては、乗組員による旅客船内巡回の強化その他必要と認められる事項について、遊漁船業者にあっては、ライフジャケットの着用徹底その他必要と認められる事項を遵守し事故の発生を防ぎましょう。

お問い合わせ

第一管区海上保安本部交通部

電話 0134-27-0118 (内線2643,2644)



海難隻数及び海難による死者・
行方不明者数(速報値)

11月	10隻、0人
平成30年累計	93隻、2人